

の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第8条において同じ。)に達している者(新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第5条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第6条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第7条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条及び第4条の規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日

における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第8条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日)をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達しているもの(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者)を、新条例第12条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第9条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は年齢60年とする。

(宇治市職員の勤務時間に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第10条 短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第1条の規定による改正後の宇治市職員の勤務時間に関する条例の規定を適用する。

(宇治市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第11条 暫定再任用職員に対する第2条の規定による改正後の宇治市職員の退職手当に関する条例(以下「新退職手当条例」という。)第2条の規定の適用については、同条中「(以下「職員」という。)」とあるのは、「(宇治市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年宇治市条例第22号)附則第3条第1項若しくは第2項又は第4条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)」とする。

2 新条例第10条第2項の規定は、施行日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

(宇治市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第12条 宇治市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年宇治市条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則第2条中「、新条例」を「、宇治市職員の退職手当に関する条例」に改める。

(掲示済)

宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和4年12月26日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第23号

宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 宇治市職員の給与に関する条例(昭和26年宇治市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第4条第5項を次のように改める。

5 55歳に達する日以後最初の3月31日を超えて在職する職員の第3項の規定による昇給は、当該職員が同項に規定する期間の全部を極めて良好又は特に良好な成績で勤務した場合に限り行うものとし、この場合における昇給の号給数は、当該職員の勤務成績に応じて、規則で定める基準に従い決定するものとする。

第9条の3第1項中「27,000円」を「30,000円」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条、第3条の2、第4条関係)

Table with columns: 職員の区分, 職務の級, 1級, 2級, 3級, 4級, 5級, 6級, 7級, 8級. Rows 1-33.

再任用職員以外の職員

Table with columns: 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 118. Rows 34-118.

	119		306,200						
	120		306,500						
	121		306,900						
	122		307,100						
	123		307,400						
	124		307,700						
	125		308,000						
再任用職員		190,100	217,900	258,400	278,000	293,300	319,100	361,300	394,800

別表第2中「係長、困難な」を「係長又は困難な」に改め、「又は特に困難な業務を処理する主任」を削る。

第2条 宇治市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「給料月額」を「基準給料月額」に、「とする」を「に、宇治市職員の勤務時間に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」に改める。

第3条の2を削る。

第10条第1項第1号中「以下」を「以下この条において」に改め、同条第2項第1号本文中「その者」を「当該職員」に改め、同号ただし書中「（その者）」を「（当該職員）」に、「その者」を「、当該職員」に改め、同項第2号ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「、その者」を「、当該職員」に改める。

第13条第1項各号列記以外の部分中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第17条第2項各号列記以外の部分中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項中「給料月額」を「給料の月額」に改める。

第17条の4第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「、その者」を「、当該職員」に改め、同条第2項第1号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第25条の3の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第8条」を「第4条第2項から第8項まで、第8条」に、「、再任用職員」を「、定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第22項中「から第4条まで」を「及び第4条」に改め、附則に次の7項を加える。

26 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第28項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第4条第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

27 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 法第28条の5第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員
- (3) 法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員（法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

28 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第30項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第26項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第26項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

29 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

30 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第26項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第28項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

31 附則第28項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第26項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

32 附則第28項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第17条第5項（第17条の4第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第17条第5項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第28項、第30項又は第31項の規定による給料の額との合計額」とする。

別表第1中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に、

再任用職員	1	2	2	2	2	3	3	3
	90	17	58	78	93	19	61	94
	, 1	, 9	, 4	, 0	, 3	, 1	, 3	, 8
	00	00	00	00	00	00	00	00

を
「

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額
	1	2	2	2	2	3	3	3
	90	17	58	78	93	19	61	94
	, 1	, 9	, 4	, 0	, 3	, 1	, 3	, 8
	00	00	00	00	00	00	00	00

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条の規定並びに附則第6項（第2条の規定による改正後の宇治市職員の給与に関する条例（以下「第2条による改正後の条例」という。）附則第26項の規定の適用に係る部分に限る。）及び第8項から第15項までの規定 令和5年4月1日
 - (2) 第1条中第4条の改正規定 令和6年1月1日
（給与の内払）
- 2 第1条の規定による改正後の宇治市職員の給与に関する条例（以下「第1条による改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の宇治市職員の給与に関する条例（以下「第1条による改正前の条例」という。）の規定に基づいて支払われた給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
（給料の切替えに伴う経過措置）
- 3 令和5年1月1日（以下「切替日」という。）の前日において、第1条による改正前の条例別表第1の給料表の適用を受けていた職員（同日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）が附則別表の左欄に掲げる職務の級に応じ、同表の中欄に定める旧号給を受けていた職員に限る。以下「特定職員」という。）で切替日において第1条による改正後の条例別表第1（以下「令和4年度給料表」という。）の給料表の適用を受けることとなるものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、附則別表の右欄に掲げる号給とする。
- 4 特定職員で、その者の受ける給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 5 切替日以降に新たに令和4年度給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 前3項の規定による給料を支給される職員に関する第1条による改正後の条例第7条第2項、第17条第5項（第1条による改正後の条例第17条の4第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び附則第22項並びに第2条による改正後の条例附則第26項の規定の適用については、第1条による改正後の条例第7条第2項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年宇治市条例第23号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」と、第1条による改正後の条例第17条第5項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額と令和4年

改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」と、第1条による改正後の条例附則第22項中「給料月額」とあるのは「給料月額と令和4年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」と、第2条による改正後の条例附則第26項中「応じた額」とあるのは「応じた額と令和4年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」とする。

- 7 この条例の施行の際現に第1条による改正前の条例別表第2に規定する特に困難な業務を処理する主任に係る職務の級及び級別代表職務については、なお従前の例による。
（職員の勤務延長に関する経過措置）
- 8 第2条による改正後の条例附則第26項から第32項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項及び第6項の規定により勤務している職員には適用しない。
（暫定再任用職員に関する経過措置）
- 9 暫定再任用職員（改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 10 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員（同法第17条の規定による短時間による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、宇治市職員の勤務時間に関する条例（昭和26年宇治市条例第36号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 11 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、宇治市職員の勤務時間に関する条例（昭和26年宇治市条例第36号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 12 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第2条による改正後の条例第10条第2項第2号及び第13条第2項の規定を適用する。
- 13 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間職員とみなして、第2条による改正後の条例第17条第3項の規定を適用する。
- 14 第2条による改正後の条例第17条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項に規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任

用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

15 第2条による改正後の条例第4条第2項から第8項まで、第8条、第9条、第9条の3及び第23条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（宇治市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

16 宇治市職員の退職手当に関する条例（昭和26年宇治市条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

14 宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年宇治市条例第23号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第3項から第5項までの規定による給料を支給される職員に係る第2条の5の規定の適用については、同条中「職員の給料の月額」とあるのは、「職員の給料の月額と令和4年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」とする。

附則別表（附則第3項関係）

号給の切替表

職務の級	旧号給	新号給
4級	102号給から125号給まで	101号給
5級	94号給から117号給まで	93号給
6級	86号給から105号給まで	85号給
7級	62号給から77号給まで	61号給
8級	46号給から65号給まで	45号給

（揭示済）

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和4年12月26日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第24号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年宇治市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第14号中「12,800円」を「12,800円。ただし、投票所の投票時間内に交替する場合は、12,800円にその者の職務時間数を当該投票所の投票時間数で除して得た割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）」に改め、同表第15号中「11,300円」を「11,300円。ただし、期日前投票所の投票時間内に交替する場合は、11,300円にその者の職務時間数を当該期日前投票所の投票時間数で除して得た割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）」に改め、同表第18号中「10,900円」を「10,900円。ただし、投票所の投票時間内に交替する場合は、10,900円にその者の立会時間数を当該投票所の投票時間数で除して得た割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）」に改め、同表第19号中「9,600円」を「9,600円。ただし、期日前投票所の投票時間内に交替する場合は、9,600円にその者の立会時間数を当該期日前投票所の投票時間数で除して得た割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関

する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示され、又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第95条の規定による投票について適用し、同日前までにその期日を公示され、又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は同条の規定による投票については、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市議会議員及び宇治市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和4年12月26日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第25号

宇治市議会議員及び宇治市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

宇治市議会議員及び宇治市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年宇治市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円を」を「16,100円を」に、「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第6条前段及び第8条中「7円51銭を」を「7円73銭を」に、「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第9条前段中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇治市議会議員及び宇治市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される宇治市議会議員及び宇治市長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された宇治市議会議員及び宇治市長の選挙については、なお従前の例による。

（揭示済）

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和4年12月26日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第26号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年宇治市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第19条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項